

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 26日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市中心区南本町 1-8-1 4	
氏名 あおみ建設株式会社 大阪支店	
常務執行役員支店長 玉置 殖久	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-4964-1011	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	あおみ建設株式会社 大阪支店 （大阪市内、南港魚つり園護岸背後浸水対策工事他）
事業場の所在地	大阪市中心区南本町1-8-14 JRE堺筋本町ビル9階 （大阪市中心区住之江区南港南 6 丁目他）
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（土木工事業）
②事業の規模	4 7 億円（大阪支店前年度完工高）
③従業員数	4 0 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・リサイクル率の高い中間処理業者を選定し、委託契約締結内容に基づき適正な処理を行う。 1. 工事施工（発生抑制、適正分別） 2. 収集運搬 3. 中間処理（再生処理） 4. 最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙「管理体制図」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、建設汚泥	廃プラ類、金属くず
	排 出 量	1,840 t	5 t
	（これまでに実施した取組） ・先導的な建設リサイクル推進への取り組み強化を図る。 ・端材発生が抑制される施工方法及び資材等を選択する。 ・建設廃棄物の分別保管、減量・減容化の取り組み強化を図る。 ・建設資材廃棄物の再資源化等ならびに再生資材利用の向上を図る。 ・下請負人に廃棄物発生の抑制等について明確な指示を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類、金属くず
	排 出 量	1,200 t	10 t
	（今後実施する予定の取組） ・工事設計内容及び数量に伴い、これまでに実施した取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・循環型社会形成推進基本法に基づく、３Ｒ運動の取組み強化を図る。 ・がれき類(Con殻等)は、土砂等が混入しないよう分別強化を図る。 ・混合廃棄物他は可能な限り排出を抑制し、廃棄物の減量・減容化を図る。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・これまでの取り組みを継続するとともに、全ての廃棄物において可能な限り循環型社会形成推進基本法に基づく、３Ｒ運動の取組み強化を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 該当なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 該当なし。		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

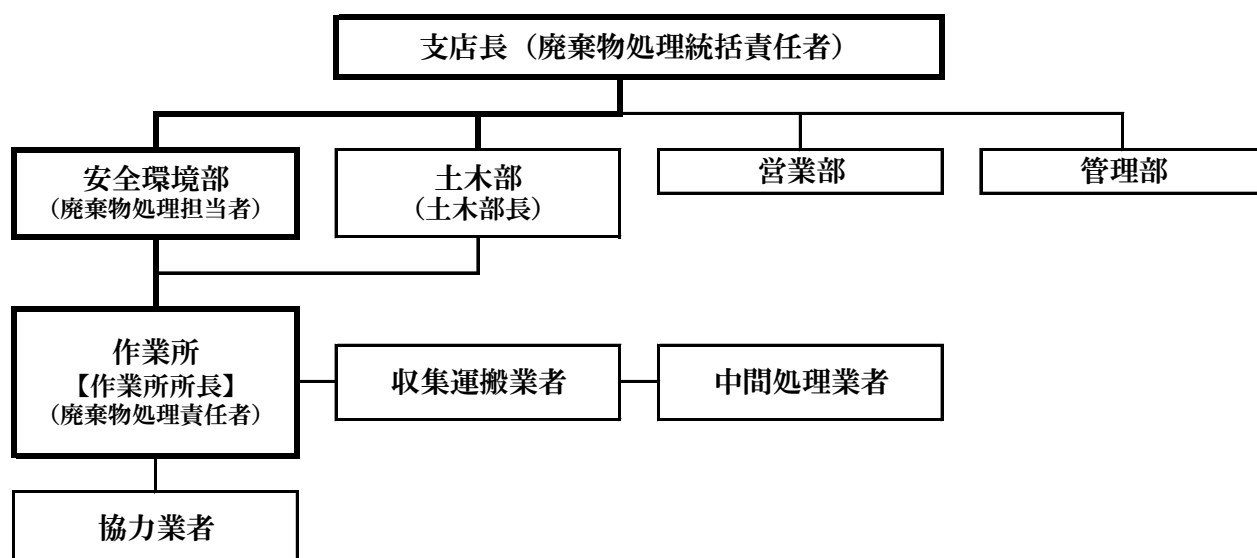
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、建設汚泥	廃プラ類、金属くず
	全 処 理 委 託 量	1,840 t	5 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,840 t	5 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、工事事業所近郊の産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による委託契約を実施。 ・委託契約時は、社内委託契約時チェックリストにより支店管理者の確認承認後に契約を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類、金属くず
	全 処 理 委 託 量	1,200 t	10 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,200 t	10 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・本年度も継続して南港魚つり園護岸背後浸水対策工事他の施工を行うが、市の指針に則した工事の施工、廃棄物廃棄等の各段階において、廃棄物の発生抑制、分別徹底、廃棄物の再資源化等及び再生資材利用等を徹底し、環境負荷抑制を図った方法により適正な処理を行う。 ・排出事業所近郊の再生利用業者に100%委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者のへ委託を推奨する。 ・委託先処理業者の追跡調査により処理状況の確認を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

あおみ建設(株) 大阪支店 産業廃棄物処理管理体制図



- ① 支 店 長 : 統括責任者であり、委託契約時の承認者および契約者。
- ② 安全環境部長 : 委託契約時の確認者であり、マニフェスト伝票を管理する。
またパトロール時に産廃管理状況を確認指導する。
- ③ 土 木 部 長 : 委託契約時の確認者であり、業者の選定承認及びパトロール時に
産廃管理状況を確認指導する。
- ④ 作 業 所 長 : 産廃の管理責任者であり、業者の選定、運用状況の確認、指導を行う。